

紹介

『法文化のなかの創造性——江戸時代に探る——』

創文社 平成十七年三月 A5判 二二三頁 本体三五〇〇円



國學院大學日本文化研究所主催の五回シリーズの公開講演会・シンポジウム「法文化のなかの創造性——江戸時代に探る！」（平成十四年六月・十六年一月）を収録。日本と中国の古来の法制度が飛躍的に発展・結実した江戸時代の法の創造をテーマに、その時代を生きた將軍、幕府官吏、下級役人、庶民の思考のなかから、現代にも通じる法意識・法過程を探るユニークな試みである。小林宏氏「徳川吉宗と法の創造」は、実学的志向と庶民性を持ち合わせた徳川吉宗の中国法研究とその応用による法創造の手法、さらに学問・人間・政治観を考察し、太平祐一氏「権力者への直訴——目安箱の意義」は近代の法的救済制度の前史ともいうべき目安箱の特別訴訟的手続の機能とそれが果たす法創造について論及。吉田正志氏「賭けと裁判——湯起請・鉄火・起請文・公事銭」は湯起請・鉄火といった古来の「賭」の要素をもつ江戸時代初期の神判を、吉宗以降に合理的な裁判へと変容する

近世の訴訟制度のなかに位置づけて意味を探り、神保文夫氏「幕府法曹と法の創造——江戸時代の法実務と実務法学」は、評定所留役、吟味方与力など幕府法曹の活動にみられる先例主義に基づいた裁判の状況を考察し、判例が英米以上に重視される日本の法実務の伝統を指摘する。以上の四氏が一堂に会したシンポジウムではコメンテーターをローマ法・民法を専門とする西村重雄氏、司会を高塩博氏が務め、江戸時代の立法、法の運用、司法制度について討論し、法文化の創造性と現代社会への可能性を探る。日本が明治維新後、短期間のうちに近代国家を形成できたのは、江戸時代にその原動力が蓄積されていたからであり、とりわけ法文化の創造に着目して八代將軍徳川吉宗の歴史的評価を試みたのが本書の特色である。法科大学院や裁判員制度など、法意識が大幅な変革を遂げつつある現在、西洋の法文化の導入により確立した日本の法制度を見つめ直す一冊といえよう。

大濱徹也著

紹介

『アーカイブズへの眼——記録の管理と保存の哲学——』

刀水書房 平成十九年十二月 A5判 二二一頁 本体二二〇円

本書は著者が国立公文書館理事として諸機関で講演してきた内容を中心に構成されており、アーカイブズ、アーキビストが今後担うべき役割について述べている。

電子情報化発展により、アーカイブズはこれまで以上に人々の目に触れるようになった反面、大量の個人情報流出が問題となり、これまで認めてきた広いアクセス権の制限が検討され、かつ膨大な記録保存に着手している状況にある。著者は「国家・コミュニティ・企業・学校等、諸組織の記録を体系的に残し、組織の円滑で適切な運営と継続性を保証する」こと、「記憶の宮殿として、コミュニティの記憶、国家・民族のなかで無化した記憶を蘇生し、共有する場を用意する」こと、「知の遺産を検証する「器」として、多様な情報資源の保管庫である」ことの三点を挙げ、現代社会の中でアーカイブズが為すべきこととして、その重要性を各章で纏めている。その上で日々の諸記録、特に電子化された記録にアーキ

ビストが適切に関わり、電子情報によって匿名化、消去される諸記録を守り、残し、保存していくことが、現在アーカイブズに求められていることであると指摘している。

また、多くのアーキビストが記録資料を「史料」や「歴史研究」に特化して扱い、それを自身の「専門職」と認識したことが、アーカイブズの社会的認知を遅らせる一因となったと述べ、アーキビストとは記録資料を諸組織や個人へ向けて広く提供し、多様な記録を通して優れた提言を行ういう存在として歴史研究者と一線を画す必要があり、それによって開かれるアーカイブズの新たな認識、可能性の重要性に注目している。

今までのアーカイブズ、アーキビストのあり方に疑問を投げかけ、その本来のあり方、成すべき使命について語られる本書は、アーカイブズについて新たに視野を広げえる一冊となるだろう。

アーカイブズへの眼

——記録の管理と保存の哲学——

大濱徹也



刀水書房

坂野潤治著

紹介

『日本憲政史』

東京大学出版会 平成二十年六月 A5判 二四〇頁 本体三五〇〇円

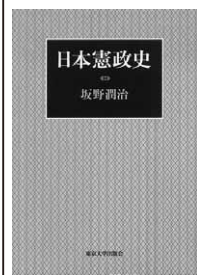
本書は「憲法起草運動と国会開設運動、解釈改憲論（天皇機関説）と普通選挙運動（民本主義）の双方を含んだもの」として「日本憲政史」を定義し著されたものである。

これは、「苟も憲政史と名付くる以上は、少くとも、立憲思想の発達史と憲法制定史とを前提とし、憲法の実施史即ち憲法運用史、これを内容的に見て、議会史と政党史とを叙述し、さらにまた憲法学説史にも筆を及ぼさなければ、その体を為さぬと信ずるのである」と、「日本憲政史」の創始者尾佐竹猛が記した定義に合致する。構成は、「序章」、「第一章 幕末議會論——土佐要因と薩摩要因」、「第二章 幕末議會論と大阪會議」、「第三章 明治一四年の政変」、「第四章 明治憲法体制の発足」、「第五章 大正デモクラシーと「憲政」、「第六章 政党内閣体制の展開とその限界」、「第七章 危機の中の「憲政」、「第八章 天皇機関説的独裁か天皇主権説的憲政常道か」、「第九章 合法ファッショ、協力内閣、人民戦線」〔終章

戦前憲政史の終幕」。

著者の坂野潤治氏は、東京大学社会科学研究所教授、千葉大学法経学部教授などを経て現在東京大学名誉教授。近代日本政治史を専門とする。氏の著作は、ほかに『明治憲法体制の確立』（昭和四十六年、東京大学出版会）、『近代日本の国家構想』（平成八年、岩波書店）、『未完の明治維新』（平成十九年、筑摩書房）などがある。

本書は、尾佐竹猛『日本憲政史大綱』上巻・下巻（昭和十三年・同十四年、日本評論社）、稲田正次『明治憲法成立史』上・下（昭和三十五年・同三十七年、有斐閣）などが対象として詳細に検討した「立憲思想の発達史と憲法制定史」（本書第一章・第二章で概括）を描くのみならず、尾佐竹が除外した「憲法運用史」を対象として「議会史と政党史」とを叙述し、「憲法学説史」にも筆を及ぼしたところに特徴がある。「幕末から日中戦争までの七〇余年間」を扱って「戦前憲政史」を通史的に捉えた一冊である。



紹介

『神道と生命倫理』

弘文堂 平成二十年七月 A5判 二四〇頁 本体三〇〇〇円



本書は、神道文化会の六十周年記念事業の一環として企画、出版されたものである。従来、キリスト教圏に於いて活発に議論されてきた「生命倫理」の問題について、神道の視点で考えることが企画され、神道学専攻の学生や医療系大学の大学院生など、多方面からの応募がなされた。本書の中心でもある懸賞論文は、小林威朗氏「神道の生命倫理―臓器移植を中心に―」、唐澤太輔氏「産霊」と生命の始まりの問題に関する一考察―再生医療における受精卵の取扱いを中心に―、木村恭子氏「神道と生命倫理」、中村香代子氏「神道と「生命倫理学」における方法論の一考察」、宮本誉士氏「乃木希典の死生観―近代の忠誠・武士道と「死生観」―」の五本となっている。

小林氏は、臓器移植の問題に触れ、延命こそ第一とする一元的死生観にある「不自然さ」を、記紀を拠り所として検証し、臓器移植への否定的立場を明確にしている。唐澤氏は、生命の発祥について、生命誕生に関わる「神

の御所為」（「産霊」）が、近世の神道思想家たちによって如何に説かれたのかを論じている。宮本氏は、乃木希典將軍の死生観について、その生い立ちから殉死に至るまでを、師友との人間関係をもとに検証し、その生き方を広い階層で受け止めた日本人の心象に迫っている。中村氏は、「生命倫理学」の概念規定から論を進め、かつて村岡典嗣らが倫理学の枠内に於いて神道を如何に捉えていたのか、かつての研究者による方法論と学説を分析している。木村氏は、科学技術発展によって齎される恩恵とは裏腹に、宗教的情操を失いつつある現代社会に注目し、神道が社会回復力と成り得るのかを論じている。いずれも新進気鋭の若手による作品であり、刺激的である。しかも、長い実績を重ねた斯学の研究成果とも併読できることもあって、その内容は重厚である。巻末には、「神道と生命倫理関係論文一覧（抄）」も付され、読者を満足させるに十分なものとなっている。

丹生谷哲一著

紹介

『増補 検非違使―中世のけがれと権力―』

平凡社 平成二十年八月 H1判 四八〇頁 本体一七〇〇円



本書は、昭和六十一年に刊行され、このたびさらに、新稿を増補のうえで出版されたものである。まず本書の構成について以下に記すと、Ⅰ検非違使とキヨメ、Ⅱ非人施行と公武政権、Ⅲ中世前期における非人、Ⅳ散所非人、Ⅴ修正会と検非違使、Ⅵ室町幕府の下級官人―公人を中心に―、そして今回増補された、府論 賀茂祭と検非違使の位置、となっている。周知の如く、検非違使は平安時代に設置され、軍事権・警察権を司った令外の官であったが、著者は、この検非違使のもう一つの重要な側面に着目し、その実は中世に於ける天皇の行幸や祭祀、大葬などの国家的行事に於ける「清め」の役割を職掌としていたこと、なかんずく中世期の被差別民を統轄し、「穢れ」を管理する権力を有したものであったことを史料に基づきながら指摘している。中世期王朝の特質とは何であったのか、身分制の形成にも深い関係性を持ったとされる検非違使の、全体像を明らかにした内容となつ

ているといってもよからう。特に新稿「賀茂祭と検非違使の位置」では、中世期に於ける賀茂祭が、二十二社奉幣に与った他の諸社祭とは異なった点について論じられている。その特異な点とは、賀茂斎院や斎院禊祭といった面ではなく、検非違使が祭列の先頭を渡ったことを論証することで、賀茂祭に於ける検非違使の果たした役割を浮彫りとし、その内実とは一体何であったのか、博搜した諸史料を基として考証している点は興味深いものがある。

これまで、検非違使に関する研究は汗牛充棟といっても過言ではないが、従来の表層面で論じられた検非違使の存在が、中世社会の根深い部分にも役割を及ぼしていたことを本書は明らかにしたものである。本書で示された新しい知見が、今後の日本中世史研究の進展に色合いを増すことは間違いない。研究者のみならず、一般江湖にも推奨するものである。

紹介

藤木久志著

『戦国の作法』

講談社 平成二十年十月 A5判 三〇九頁 本体一〇五〇円



従来、戦国時代については、大名の群雄割拠が割合の大半を占め、その水面下にある生活者達の存在は等閑視されることが多かった。本書は、その生活者、特に村落生活者の歴史に目を向けたものである。村という共同体の中で繰り広げられる争論・和合といった駆け引きの中にあつて、村落生活者の実体とはどのようなものであつたのか。本書は、史料の裏付けを丹念に行うことで、その一つ一つの事例について実証的な方法で真相に近づいている。本書構成は、第一章 言葉戦い、第二章 身代わりの作法・わびごとの作法、第三章 村の扶養者、第四章 村の牢人、第五章 村の若衆、第六章 落書・高札・褒美、第七章 逐電と放状、第八章 村の故戦防戦法、第九章 中世庄屋の実像、第十章 領主政所と村寄合、第十一章 在地領主の勤農と民俗、第十二章 村堂の落書き―「忘れられた霊場」によせて、の全十二章。取り上げられた幅広い内容の中で、特に興味深いことは、第一章で

論じられる「コトバタタカイ(言戦・詞たたかい)」といった取り決めが、合戦にあつては、軍の大將格の間のみならず、村同士の間にもあつたという点である。戦国という無法・無秩序・雑然といった印象を臭わせる中にあつて、著者が見た村落社会には、自治として村の基盤を支える根強い決まりとしての「法」(村社会の「自力」)があつたという。戦記物などに記された両軍の大將が双方にじり出て論戦する「言戦」の形式が、中世末から近世に掛けては、雑兵や凡下など一般兵卒が行うようになり、次第に長陣の退屈しのぎの余興やなぐさみとなり、芸能への転化ともなつたとされる。また氏は、言葉の争いは「神の争い」でもあり、言戦に耐え得る力量を有するか否か、大將の資格をも試すものであつたと指摘する。無法時代とされる戦国時代にあつて、一つの取り決めとしての「法」が存在したこと、そしてそれが「言霊」ともいふべき法則に則っていたとの指摘は考えさせられる。

堅田剛著

紹介

『明治文化研究会と明治憲法』—宮武外骨・尾佐竹猛・吉野作造—

御茶の水書房 平成二十年十一月 A5判 三三〇頁 本体四五〇〇円

明治文化研究会と明治憲法
宮武外骨・尾佐竹猛・吉野作造

堅田 剛



大正十三年に発足した明治文化研究会は、宮武外骨が吉野作造に話をもちかけ、吉野が尾佐竹猛・石井研堂などを誘い、さらに幾人かの好事家が集い結成された、文字通り明治文化を研究する会である。初代会長には吉野が就任した。同会は関東大震災を契機に、貴重な文化的資料が散逸することへの危機感から出発し、「明治初期以来の社会万般の事相を研究し、これを我が国民史の資料として発表すること」を目的として、「機関雑誌を発行し時々講演会及び展覧会を開催すること」を事業とした研究会であった。機関雑誌の名称は「新舊時代」（後に『明治文化研究』『明治文化』）。同会による『明治文化全集』の編纂は著名であろう。

本書『明治文化研究会と明治憲法』は、斯様な会の主要な構成員であった宮武外骨・吉野作造・尾佐竹猛を中心に、彼らと明治憲法との関わりを辿り、憲法制定の裏面史を垣間見ることが目的とする。

吉野作造が大正十年、本郷の古本屋で発見した『西哲夢物語』は、「日本の大官がドイツ人学者から受けた憲法講義の筆記、プロイセン憲法の翻訳、そして日本憲法の草案が綴じ合わされ」たもので、吉野の憲法制定史研究はこの書をめぐって進められた。また、尾佐竹猛の憲法制定史研究中の核心的部分である、伊藤博文が秘密裡に憲法草案を作成した明治二十年から翌年にかけての記述は、吉野作造の『西哲夢物語』研究に依拠している。そして、「大日本頓智研法」で石川島監獄に下った宮武外骨は、『西哲夢物語』事件に関わった活動家と監獄で出会い、生涯の友となった。

伊藤博文たちによる明治憲法起草の動き、明治文化研究会同人による憲法観や憲法制定史研究の内容、さらにその間をつなぐ秘密出版物『西哲夢物語』の謎解きを通して、「明治文化研究会と明治憲法」の関わりを論じた一冊である。

木下直之・福原敏男編

紹介

『鬼がゆく 江戸の華 神田祭』

平凡社 平成二十一年四月 B 6 判 一二六頁 本体 二〇〇〇円



東京・神田神社で執り行われる二年に一度の祭礼―神田祭。徳川将軍の上覧を仰いだことから、今でも天下祭と呼ばれ、日本三大祭や江戸三大祭にも数えられる江戸東京きつての祭礼である。本書は神田祭の歴史を江戸時代から明治時代を中心に、絵巻や錦絵、古写真を使い視覚的に明らかにしようとしたものである。

江戸時代における神田祭の祭礼行列―神輿、山車、附祭(つけまつり)、御雇祭、神職・武家・町人―、行列の巡行路、祭りを彩る音曲や舞踊、人形やハリボテといった造り物、仮装行列、祭礼番附など細部にわたる諸要素をとりあげ、神田祭をはじめとする江戸の祭礼が江戸の文化を凝縮したものであったことを明らかにする。また徳川将軍の上覧や群がる見物人の様子を活写し、江戸の祭礼が江戸全てを飲み込んで行われた一大行事であったことを紹介。『神田明神祭礼図巻』(徳川美術館所蔵)や『祭礼帖』(国立歴史民俗博物館所蔵)などの未公開資料も収録。

さらに目先は神田祭の近代化へとうつる。明治以降、神田祭ほか江戸の祭礼は「東京」の祭礼となり、近代化・文明開化政策により他の文化や風俗とともに取締や規制の対象とされた。それにより江戸の祭礼につきものであった山車や附祭が徐々に姿を消していき、神輿渡御中心の祭礼へと切り替わっていった。しかしその代わり「国家の祝祭」に再び山車や附祭は姿を現すようになる。明治元年(一八六八)十一月六日、明治天皇の御東幸により東京の人々に二九四〇樽の酒が振舞われたいわゆる「天盃頂戴」で、江戸東京の人々は総出で山車や附祭を出し皇城周辺を練り歩き天皇の御東幸を祝った。以後、大日本帝国憲法発布奉祝、奠都三十年祝賀会、日清・日露戦役凱旋奉祝など国家の祝祭には、必ず山車や附祭など「江戸の祭礼」が顔を出したという。こうした国家の祝祭と祭礼の近代化に目を向けていることも本書の特徴といえる。